

西平山土地区画整理評価員の会合に係る評価員報酬  
の支出を違法とする住民監査請求結果

日 野 市 監 査 委 員



日 監 第 3 1 号  
平成 2 5 年 6 月 4 日

監査請求人

様

日野市監査委員  
奥 住 壽

日野市監査委員  
梅 田 俊 幸

住民監査請求に係る監査結果について

平成 2 5 年 4 月 1 0 日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法第 2 4 2 条第 4 項の規定により、監査の結果を次のとおり通知します。

## 第1 請求の受付

### 1 請求人

--	--

### 2 請求書の提出日

平成25年4月10日

### 3 請求の要旨

請求人提出の日野市職員措置請求書要旨は、次のとおりである。

[1] 平成24年9月20日(水)午前10時30分開催の日野都市計画事業西平山土地区画整理評価員の会合について

①「土地区画整理法(保留地処分)第108条第1項及び②同法(評価員)第65条第1項と③日野都市計画事業(各地区)施行規程を定める条例第3章(保留地の処分方法)第7、第8及び第6章 評価(宅地の評価)第23条、(権利の評価)第24条及び保留地処分に関する規則並びに④保留地の処分価格基準(内規)、⑤(個別フォルダ名称) 1)「建築物等評価委員会要領(3頁)」、2)(永年保存)等との整合性の検討。

(1) 土地区画整理法(保留地処分)第108条第1項後段「…施行者が市町村であるときは市町村の、それぞれの財産の処分に関する法令の規定は適用しない。」との条項に照らし、日野市の「保留地の処分方法」を定めた条例及び「保留地処分に関する規則」並びに「保留地の処分価格基準(内規)」等は、尽く上位法である土地区画整理法(保留地処分)第108条第1項に違背する。

[註] ⑥情報公開請求の結果、当該内規は、部分非公開処分

(2) 同法(評価員)第65条第1項「…市町村長は、…市町村が第三条第四項の規定により施行する土地区画整理事業ごとに、土地または建物の評価について経験を有する者三人以上を、審議会の同意を得て、評価員に選任しなければならない。」との義務規定に反し、⑦西平山地区の施行規程を定める条例(評価員の定数)第22条は、「法第65条第1項に規定する評価員の定数は5人とする。」と、法の規定以上の人数を定めたが、⑧馬場日野市長が平成10年1月19日～平成17年6月2日に選任した5名の評価員はいずれも⑨法定要件を欠く評価員であり、素人集団(無資格者)である。

特に、○○○○評価員の経歴(職歴)「電子部品製造会社経営」は、違法・不当な代表例である。

(3) 評価員の任期について

市長が、選任した評価員は本人が辞任する以外、当該区画整理事業が完

了するまで評価員を続ける規定である。故に、市長が当該評価員を選任した責任は、重大である。

- (4) 評価員会運営の違法・不当性の検討 『 』は清水浩著「100問100答」P127～129 抜粋。

『評価員の資格は、「土地または建物の評価について経験を有する者」でなければならない、具体的な経歴としては「不動産鑑定士」が適任である。

評価員の任務としては土地区画整理事業の換地計画において、

- i) 保留地を定めようとするとき、その取得する地積と土地価格の総額の計算方法について
- ii) 換地設計等に伴う清算金を定めるとき、その額の算定方式及び額の決定について

土地区画整理法では、この評価が施行者だけの判断では、必ずしも十分でないと考え、土地などの評価について、経験豊富な評価員の人々の力を借りて意見を求めるもので、このためには評価員は、施行者にとって都合のよい選び方でなく、客観的なものでなければならない。』

- iii) 「保留地処分に関する法令の適用除外について」の解釈・運用について

⑩東京都、⑪八王子市 ⑫稲城市 1)～5)等は、土地区画整理法（保留地処分）第108条第1項及び同法（評価員）第65条第1項に基づき、評価員会が、「保留地処分」を適正に審議している。

即ち、保留地の価格決定に際し、必ず、不動産鑑定士の鑑定結果、基準地価、周辺の土地取引事例等を参考に保留地の価格を決め保留地を処分していることである。

稲城市の稲城榎戸地区の評価員の経歴 ⑫ 1)～4)は、日野市の素人集団とは異なる。7) 評価員会議録によれば「現地視察」を実施、さらに足立不動産鑑定(株)や(株)新宿不動産鑑定を参考に保留地処分をしている。

八王子市区画整理室の担当者が、法（保留地処分）第108条第1項に関し、⑪『保留地は、市の財産ではない』と説明したことが、特に、印象に残った。

- iv) 日野市の「保留地処分」について (⑬西平山地区土地区画整理評価員の会合の議事録2頁)

上記の「議事録」で明らかなことは、第1に不動産鑑定士の鑑定なしに、第2に評価員5名全員が、「土地または建物の評価について経験を有しない素人集団」である。第3に区画整理事業を推進している当事者が、評価員会を取り仕切っていることである。

以上から、当該評価員会を開催したこと、それ自体を違法・不当と断ぜざるを得ない。

- [2] 評価員報酬の違法性・不当性についての検討

⑭日野市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例

第2条に「西平山土地区画整理評価員報酬、日額10,500円」と明記されており、報酬支給明細書兼領収書により報酬合計52,500円が、会計処理されている。

### [3] 結論

平成24年9月20日(水)午前10時30分開催の日野都市計画事業西平山土地区画整理評価委員会の開催は、土地区画整理法(保留地処分)第108条第1項及び同法(評価員)第65条第1項違反の評価員会であり、当該評価員会へ出席した評価員報酬の財務会計行為は、その原因が違法・不当である。

よって、当該評価員報酬合計52,500円は「違法・不当な公金支出である」と思料し、次の2つの措置を要求する。

第1に 当該評価員会開催にかかる西平山評価員報酬合計52,500円をこの決定に関与した関係者により日野市に返納させることを強く要求する。

第2に 土地区画整理法(保留地処分)第108条第1項及び同法(評価員)第65条第1項に違反する[1]の③~⑤に記載した条例、規則及び内規並びに「建築物等評価委員会要領(3頁)」等の改廃又は保留地処分の適正化を要求する。

## 4 請求の要件審査

本件請求について、地方自治法第242条(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)の所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

監査に当たっては、請求人の主張する事実を確認するため、関係証拠書類の調査を行うとともに、請求人に対しては法第242条第6項の規定に基づく証拠の提出及び陳述の機会を設け、また、関係人に対しては調査資料の提出及び事情聴取を行い、請求の内容及び陳述の内容等を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

平成24年9月20日開催、西平山土地区画整理評価員の会合に係る評価員報酬の支出について

請求人の主張する要求事項の第2「土地区画整理法(保留地処分)第108条第1項及び同法(評価員)第65条第1項に違反する[1]の③~⑤に記載した条例、規則及び内規並びに「建築物等評価委員会要領(3頁)」等の

改廃又は保留地処分の適正化を要求する。」については、法第242条第1項に規定されている財務会計上の行為とは認められないため監査の対象としない。

## 2 監査対象部課

まちづくり部区画整理課を監査対象とした。

## 3 請求人の証拠の提出及び陳述の機会

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成25年5月13日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

その際、請求人は、新たな資料を追加提出し、陳述において本件請求の趣旨の補足を行った。

また、法242条7項の規程に基づき、関係職員を立ち会わせた。

## 4 関係職員の事情聴取

平成25年5月13日、まちづくり部区画整理課長より事情聴取を行った。

その際、法242条7項の規程に基づき、請求人を立ち会わせた。

# 第3 監査の結果

本件請求についての結果、合議により次のように決定した。

本件請求には理由がないものと判断する。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

## 1 事実関係の確認

### (1) 平成24年9月20日開催の西平山土地区画整理評価員の会合について

#### ア 西平山土地区画整理評価員の会合の開催について

日野都市計画事業西平山土地区画整理事業施行規程を定める条例（平成3年条例第27号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成24年9月6日起案、日ま区第624号文書により決裁を受け、平成24年9月10日付け、日野都市計画事業西平山土地区画整理事業  
施行者 日野市 代表者 日野市長名により通知

- ・日時 平成24年9月20日
- ・場所 日野市役所5階502会議室
- ・議題 諮問事項 保留地価格の決定について
- ・出欠 議事録により評価員5名全員の出席を確認

#### イ 西平山土地区画整理事業における保留地の処分方法について

土地区画整理法第108条第1項の規定に基づき、条例第7条及び第

8条に規定しており、条例第7条に必要な事項については日野都市計画事業西平山土地区画整理事業の保留地処分に関する規則により規定している。

保留地処分価格の算定については、条例第8条に基づき、施行者がその位置、地積、土質、水利、利用状況、環境、近傍類地の取引価格等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて予定価格を定めている。

平成24年9月20日開催の西平山土地区画整理評価員の会合の際の保留地価格の算定資料によると、西平山地区を用途地域及び交通などの地域特性を勘案の上5分割し、それぞれのエリアに属する公示価格、東京都基準地価格を基準とし、平成24年9月1日時点の価格に時点修正を行った後、仮想の整形地である「標準地価格」を算出、そこから保留地処分価格算定基準に基づいて各保留地を相対的に評価、算出したものを保留地処分価格としている。

#### ウ 評価員の選任について

土地区画整理法第65条第1項及び条例第22条の規定に基づき、5名の評価員を選任している。現在の評価員は、3名が平成10年1月19日から、1名が平成16年10月25日から、1名が平成17年6月2日からそれぞれ事前に審議会の同意を得た上、委嘱されている。

評価員の任期について定めはない。

### (2) 評価員報酬の支出について

ア 土地区画整理評価員の報酬は、日野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第2条に基づき日額10,500円と規定されている。

イ 平成24年9月20日に開催された西平山土地区画整理評価員の会合に係る評価員報酬の支出事務については、平成24年9月21日付け支出負担行為併支命令書（一般・債権者集合）により、件名、西平山評価員報酬（9/20分）として起案及び決裁が行われた。添付書類として、報酬支給明細書兼領収書があり、平成24年10月19日に口座振替払により評価員一人につき日額10,500円（うち源泉徴収所得税315円）、合計では5名分52,500円が支出されている。

## 2 判断

### (1) 西平山土地区画整理評価員の会合の「違法性・不当性」について

西平山土地区画整理評価員の会合の開催については、条例第8条第1項の規定に基づき、平成24年9月6日起案、日ま区第624号文書により決裁を受け、平成24年9月10日付け、日野都市計画事業西平山土地区画整理事業 施行者 日野市 代表者 日野市長名通知により開催されたもので、適正に処理されており「違法性・不当性」はない。

請求人は、日野市の「保留地の処分方法」を定めた条例及び「保留地処分に関する規則」並びに「保留地の処分価格基準（内規）」等は、土地区画整理法第108条第1項後段の規定「(略) 施行者が(略) 市町村であるときは市町村の、それぞれの財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。」との規程に違背すると主張しているが、これらの条例、規則等は、同法同条同項前段の規定「(略) 施行規程で定める方法に従って処分しなければならない。

(略)」に基づき、市の公有財産の処分に関する規則等とは別に定めたものであって、その主張には理由がない。

請求人は、西平山土地区画整理評価員の会合の議事録から、第1に不動産鑑定士の鑑定なしに、第2に評価員5名全員が、「土地または建物の評価について経験を有しない素人集団」である。第3に区画整理事業を推進している当事者が、評価員会を取り仕切っていることから、当該評価員会を開催したこと、それ自体を違法・不当と断ぜざるを得ないとしている。

しかしながら、第1については、保留地の処分価格の算定にあたって不動産鑑定士の鑑定が必要との法令上の定めはなく、日野市においては、区域により公示地価、東京都基準地価格、鑑定評価額のいずれかを基準として価格を算出しているものである。条例第8条第1項には「保留地は、施行者がその位置、地積、土質、水利、利用状況、環境、近傍類地の取引価格等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定めた予定価格を下らない価格をもって処分するものとする。」と規定しており、この規定に基づき、事実関係の確認

(1) イのとおり、適正に処理されており「違法性・不当性」はない。第2については、(2)に後述する。第3については、条例第8条第1項に基づき、適正に処理されており「違法性・不当性」はない。

## (2) 西平山土地区画整理評価員の選任の「違法性・不当性」について

土地区画整理法第65条第1項及び条例第22条の規定に基づき、5名の評価員を選任している。

請求人は、「評価員の具体的な経歴としては不動産鑑定士が適任である。」との文献を引用し、5名の評価員はいずれも土地または建物の評価について経験を有しない素人集団で、法定要件を欠くと主張しているが、土地区画整理法第65条第1項には「(略) 土地区画整理事業ごとに、土地又は建築物の評価について経験を有する者3人以上を、審議会の同意を得て、評価員に選任しなければならない。」と規定しているのみで、特定の資格、職業を要件とはしていない。また、条例第22条においては、評価員の定数を5名と規定しているのみである。

請求人の提出した事実証明書によると、請求人は、選任日現在の職業をもって、土地または建物の評価について経験を有しないとの主張をしているものと思われるが、5人の評価員について、履歴書等の資料によれば、いずれも土地又は建築物の評価についての経験を有するものと認められ、西平山土



地区画整理審議会において選任について同意を得たうえ、評価員として委嘱されたものであり、「違法性・不当性」はない。

請求人が特に名前を挙げている〇〇〇〇評価員については、選任当時、日野市商工会工業部会副部長であり、経営支援等の商工会の業務を通じて、土地・家屋の評価に関わっていたものであり、「違法性・不当性」はない。

### (3) 評価員報酬支出の「違法性・不当性」について

西平山土地地区画整理評価員の会合に係る評価員報酬の支出については、平成24年9月20日に開催された後、日野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第2条に規定された評価員一人につき日額10,500円の額により、平成24年9月21日付け支出負担行為併発支出命令書（一般・債権者集合）、件名 西平山評価員報酬（9/20分）として起案及び決裁が行われ、平成24年10月19日に口座振替払により合計5名分52,500円が支出されており、同条例及び日野市会計事務規則に基づき適正に処理されたもので、「違法性・不当性」はない。

なお、請求人は、陳述に際して追加資料を提出し、評価員の一人である農業協同組合職員が、農業協同組合法第30条の5の兼職禁止規定に違反していると主張しているが、同評価員は、西平山土地地区画整理評価員として適法に選任されており、適法に開催された評価員の会合に係る報酬の支出に「違法性・不当性」はない。

以上のことから、本件請求については理由がないものと判断する。

日野市職員措置請求書

日野市長に関する措置請求書

一、請求の要旨

[1] 平成24年9月20日（水）午前10時30分開催の日野都市計画事業西平山土地区画整理評価員の会合について

①「土地区画整理法（保留地処分）第108条第1項及び②同法（評価員）第65条第1項と③日野都市計画事業（各地区）施行規程を定める条例第3章（保留地の処分方法）第7、第8及び第6章 評価（宅地の評価）第23条、（権利の評価）第24条及び保留地処分に関する規則並びに④保留地の処分価格基準（内規）、⑤（個別フォルダ名称）1）「建築物等評価委員会要領（3頁）」、2）（永年保存）等との整合性の検討。

(1) 土地区画整理法（保留地処分）第108条第1項後段「…施行者が市町村であるときは市町村の、それぞれの財産の処分に関する法令の規定は適用しない。」との条項に照らし、日野市の「保留地の処分方法」を定めた条例及「保留地処分に関する規則」並びに「保留地の処分価格基準（内規）」等は、尽く上位法である土地区画整理法（保留地処分）第108条第1項に違背する。

〔註〕⑥情報公開請求の結果、当該内規は、部分非公開処分

(2) 同法（評価員）第65条第1項「…市町村長は、…市町村が第三条第四項の規定により施行する土地区画整理事業ごとに、土地または建物の評価について経験を有する者三人以上を、審議会の同意を得て、評価員に選任しなければならない。」との義務規定に反し、⑦西平山地区の施行規程を定める条例（評価員の定数）第22条は、「法第65条第1項に規定する評価員の定数は5人とする。」と、法の規定以上の人数を定めたが、⑧馬場日野市長が平成10年1月19日～平成17年6月2日に選任した5名の評価員はいずれも⑨法定要件を欠く評価員であり、素人集団（無資格者）である。

特に、〇〇〇〇評価員の経歴（職歴）「電子部品製造会社経営」は、違法・不当な代表例である。

(3) 評価員の任期について

市長が、選任した評価員は本人が辞任する以外、当該区画整理事業が完了するまで評価員を続ける規定である。故に、市長が当該評価員を選任した責任は、重大である。

(4) 評価員会運営の違法・不当性の検討 『 』は清水浩著「100問100答」PP127～129抜粋。

『評価員の資格は、「土地または建物の評価について経験を有する者」で

なければならず、具体的な経歴としては「不動産鑑定士」が適任である。

評価員の任務としては土地区画整理事業の換地計画において、

- i) 保留地を定めようとするとき、その取得する地積と土地価格の総額の計算方法について。
- ii) 換地設計等に伴う清算金を定めるとき、その額の算定方式及び額の決定について

土地区画整理法では、この評価が施行者だけの判断では、必ずしも十分でないと考え、土地などの評価について、経験豊富な評価員の人々の力を借りて意見を求めるもので、このためには評価員は、施行者にとって都合のよい選び方でなく、客観的なものでなければならない。』

- iii) 「保留地処分に関する法令の適用除外について」の解釈・運用について

⑩東京都、⑪八王子市 ⑫稲城市 1)～5)等は、土地区画整理法（保留地処分）第108条第1項及び同法（評価員）第65条第1項に基づき、評価員会が、「保留地処分」を適正に審議している。

即ち、保留地の価格決定に際し、必ず、不動産鑑定士の鑑定結果、基準地価、周辺の土地取引事例等を参考に保留地の価格を決め保留地を処分していることである。

稲城市の稲城榎戸地区の評価員の経歴 ⑫ 1)～4)は、日野市の素人集団とは異なる。7) 評価員会議録によれば「現地視察」を実施、さらに足立不動産鑑定(株)や(株)新宿不動産鑑定を参考に保留地処分をしている。

八王子市区画整理室の担当者が、法（保留地処分）第108条第1項に関し、⑪『保留地は、市の財産ではない』と説明したことが、特に、印象に残った。

- iv) 日野市の「保留地処分」について (⑬西平山地区土地区画整理評価員の会合の議事録2頁)

上記の「議事録」で明らかなことは、第1に不動産鑑定士の鑑定なしに、第2に評価員5名全員が、「土地または建物の評価について経験を有しない素人集団」である。第3に区画整理事業を推進している当事者が、評価員会を取り仕切っていることである。

以上から、当該評価員会を開催したこと、それ自体を違法・不当と断ぜざるを得ない。

## [2] 評価委員報酬の違法性・不当性についての検討

⑭日野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第2条に「西平山土地区画整理評価員報酬、日額10,500円」と明記されており、報酬支給明細書兼領収書により報酬合計52,500円が、会計処理されている。

## [3] 結論

平成24年9月20日(水)午前10時30分開催の日野都市計画事業西

平山土地区画整理評価委員会の開催は、「土地区画整理法（保留地処分）第108条第1項及び同法（評価員）第65条第1項違反の評価員会であり、当該評価委員会へ出席した評価委員報酬の財務会計行為は、その原因が違法・不当である。

よって、当該評価員報酬合計52,500円は「違法・不当な公金支出であると思料し、次の2つの措置を要求する。

第1に 当該評価員会開催にかかる西平山評価委員報酬合計52,500円をこの決定に関与した関係者により日野市に返納させることを強く要求する。

第2に 土地区画整理法（保留地処分）第108条第1項及び同法（評価員）第65条第1項に違反する【1】の③～⑤に記載した条例、規則及び内規並びに「建築物等評価委員会要領（3頁）」等の改廃又は保留地処分の適正化を要求する。

二、請求者 住所   
職業   
氏名 （自署）印

以上 地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

2013年（平成25年）4月10日

日野市監査委員 奥住 壽 様  
梅田 俊幸 様

## 事実証明書分類別一覧表

### [1] 法令等で違法を証明する文書

(法)

①土地区画整理法（保留地処分）第108条第1項 写し

②同法（評価員）第65条第1項 写し

(条例等)

③日野都市計画事業（各地区）施行規程を定める条例 1) 第3章（保留地の処分方法）第7、第8及び第6章 評価（宅地の評価）第23条、（権利の評価）第24条及び2) 保留地処分に関する規則 写し

④保留地の処分価格基準（内規）（日ま区第1377号行政情報の件名⑥）

⑤（個別フォルダ名称）1) 「建築物等評価委員会要領（3頁）」2)（永年保存） 写し

⑥情報公開請求の結果、当該内規は「部分非公開処分」（日ま区第1377号行政情報の件名⑥）

⑦西平山地区の施行規程を定める条例（評価員の定数）第22条は、「法第65条第1項に規定する評価員の定数は5人とする。」としており、日野市は、法の規定以上の人数を定めた。 写し

⑧日野市長 馬場弘融による西平山土地区画整理評価員への委嘱状 H10.1.19, ～同 16.10.25, 同 17.6.2 付けの5枚 写し

⑨西平山土地区画整理評価員5人の経歴 写し

(東京都・八王子市・稲城市及び日野市等の保留地処分と評価員についての資料)

⑩東京都区画整理課区画整理換地計画専門課長及び同区画整理課担当者とのFAX3枚 写し

⑪八王子市土地区画整理室への電話による問い合わせの回答に対する確認のFAX1枚 写し

⑫稲城市に対する行政情報公開請求 写し

1) 稲城榎戸土地区画整理評価員3名の主な経歴1枚 写し

2) 稲城矢野口駅周辺土地区画整理評価員5名の主な経歴2枚 写し

3) 稲城長沼駅周辺土地区画整理評価員4名の主な経歴2枚 写し

4) 稲城南多摩駅周辺土地区画整理評価員4名の主な経歴2枚 写し

5) 稲城市施行各地区評価員委嘱状 12枚

6) 稲城市評価員辞令起案簿 4枚

7) 平成24年8月17日開催の第10回多摩都市計画事業稲城榎戸土地区画整理評価員会（会議録）11頁 他に資料5枚 写し

⑬平成24年9月20日開催の西平山地区土地区画整理評価員の会合 議事録2頁 他に資料なし 写し

⑭平成24年9月20日開催の西平山地区土地区画整理評価員の会合への「報酬支給明細書兼領収書」

平成25年5月13日に追加提出された文書

平成25年(2013年)5月13日

日野市監査委員 奥住 壽 様

日野市監査委員 梅田 俊幸 様

請求者 住所

氏名

印

私が、平成25年4月10日付けで提起いたしました住民監査請求について、地方自治法第242条第6項に基づき証拠の提出(追加)をいたします。

記

追加事実証明書一覧表(文書はすべて「写」)

[1] 小金井市市政情報公開請求 関係文書

- ① 平成25年4月8日付 同市総務部総務課情報公開担当者より〇〇宛コピー料金納付確認文書
- ② 〇〇宛 小金井市市政情報一部公開決定通知書
- ③ 平成18年3月29日開催の東小金井駅北口土地区画整理審議会の討議資料：当該地区評価員の①氏名 ②職業  
【註】3名の評価員の職業は、土地区画整理士、税理士、不動産鑑定士など各分野の専門家であり、なお、各人の「主な経歴」(文書[1]-⑤)は、西平山地区評価員の素人集団とは比較にならない。
- ④ 同地区評価員の辞令(案)
- ⑤ 評価員3名の経歴：氏名、職業、主な経歴、ただし、生年月日及び住所は非公開。
- ⑥ 起案書：起案は平成18年3月30日、〇〇課長が平成18年3月31日に決済。  
【註】日野市まちづくり部長が、地方自治法第252条の17の規定によりH16/4/1~H18/3/31(1年間の延長あり得るとの約束、結果的にH19/3/31まで)の3年間、小金井市の区画整理課長として派遣、当該地区土地区画整理審議会の運営を軌道に乗せた。

[2] 東京南農業協同組合 関係文書

- ① 平成23年12月16日付け、JA東京みなみ 総合企画室より〇〇宛に資料のご提供について「第22回 通常総代会資料(総代会参考書類)平成22年度 事業報告 平成22年度 事業計画書を郵送。
- ② 農業協働組合法第30条の5(兼業・兼職の禁止)⇒下記の【註】参照。
- ③ 役員の氏名及び役職 当期末現在の役員
- ④ 経営管理方針 経営管理の重点事項  
「リスク統合管理の強化」として「コンプライアンス委員会等の適宜・適切な開催による協議」を掲げている。

⑤ 「モラル・ハザード」：一般に「倫理の欠如」の意味で使われているが、「道徳的危険」のこと。保険業界では保険加入によって生ずる安心感からリスクを冒しやすくなることを指す。(現代用語の基礎知識 1315 頁引用)

⑥～⑨ 第 6 号起案 役員選任について

理事候補 計 14 名 (七生地区 4 名、多摩地区 3 名、稲城地区 4 名、学識経験者 3 名)

監事候補 計 4 名 (七生地区 1 名、稲城地区 1 名、学識経験者 1 名、員外監事 1 名)

**【註】** 文書 [2] -⑧の略歴によると、馬場市長が、〇〇〇〇氏を西平山地区の評価員に選任した H10/1/19 J A 東京みなみ農協に勤務、しかし、H14/6 ~H17/6 当組合常務理事 H17/6 以降 当組合代表理事専務 (現在) (理事の就任年数 9 年)